

案内

日常生活用具に『足踏式・手動式たん吸引器』を追加しました

令和3年4月から本市では、災害への備えの一つとして停電時にも利用できる『足踏式・手動式たん吸引器』を障害者日常生活用具の品目に追加しました。購入を希望される方は、下記要件等を確認いただき、障害福祉課 日常生活用具担当までご一報ください。
(なお、購入後の申請は対象外となりますのでお気をつけください。)

1. 対象者要件

呼吸器機能障害3級以上又は、同程度の方
(既に電気式たん吸引器をお持ちの方も対象となります。)

2. 基準額・耐用年数

足踏式・手動式たん吸引器:12,000円 (5年)

3. 自己負担額

課税世帯 : 基準額までは、購入金額の1割。
 基準額を超える場合は、基準額の1割 + 基準額を超えた金額
非課税世帯: 基準額までは、負担なし。
 基準額を超える場合は、基準額を超えた金額

4. 申請を希望する場合

原則、電話にて下記にお問い合わせ願います。

お問い合わせ

船橋市役所障害福祉課 日常生活用具担当

TEL:047-436-2309 FAX:047-433-5566

コロナ渦では、自宅避難も選択肢の一つです。別紙を参考に、災害時の避難行動を確認しておきましょう。また、電動機器の購入業者やかかりつけ医などの連絡先を再確認しておきましょう。